

大田区景観審議会（第20回）

目 的	1. 稲荷橋にかかる色彩基準の適用除外について 2. 大田区景観計画の今後の検討事項について 3. 大田区景観まちづくり賞の今後の検討事項について 4. 令和7年度都市景観大賞へのエントリー報告
日 時	令和7年8月18日（月） 開会 14時00分 閉会 15時58分
場 所	大田区役所本庁舎 2階 201-203会議室
委 員	欠 有賀 隆 ○ 杉山朗子 ○ 濱福秀夫 欠 高栖昌昭 ○ 鈴木邦成 ○ 大澤昭彦 ○ 二井昭佳 ○ 酒井和夫 ○ 川尻幸由 ○ 中村知恵子 ○ 押田佳子 ○ 野原 卓 欠 柳沢重幸 欠 小谷木英資 ○印出席者
出 席 幹 事	まちづくり推進部長（杉山） 都市計画課長（深川） まちづくり計画調整担当課長（西山） 基盤工事担当課長（小林）

傍聴者 5 名

議 事	審 議 報 告	(1) 稲荷橋にかかる色彩基準の適用除外について (1) 大田区景観計画の今後の検討事項について (2) 大田区景観まちづくり賞の今後の検討事項について (3) 令和 7 年度都市景観大賞へのエントリー報告
	事務連絡	(1) 次回の大田区景観審議会について (予定)
議決事項 第 1 号議案について、意見聴取のとおり定めることが適当である。		
その他		
配布資料	資料 1	稲荷橋にかかる色彩基準の適用除外について
	資料 2	大田区景観計画の今後の検討事項について
	資料 3	【景観まちづくり】令和 7 年度スケジュール (案)
	資料 4	大田区景観まちづくり賞の今後の検討事項について
	資料 5	【景観賞】令和 7 年度スケジュール (案)
	資料 6	令和 7 年度都市景観大賞 (都市空間部門) への応募について
	参考資料 1	大田区景観審議会委員名簿・委員座席表
	参考資料 2	区報 (令和 7 年 2 月 11 日号)
	参考資料 3	大田区景観計画及び各種ガイドライン
	※参考資料 3	は会議終了後、回収

午後 2 時 00 分開会

西山幹事 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第20回大田区景観審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長の西山と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、初めにまちづくり推進部長の杉山よりご挨拶を申し上げます。

杉山幹事 改めまして、皆様、こんにちは。大変お暑い中、会議にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

実は、先週の金曜日に人事異動がございまして、この8月15日からまちづくり推進部長を拝命いたしました杉山と申します。前職は、空港まちづくり担当部長をやっております、今回は空港のまちづくりと、それからまちづくり全体の部長をさせていただくことになりました。

改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、第20回大田区景観審議会にご出席を賜りまして、改めて誠にありがとうございます。また、日頃より大田区の景観行政の推進に関しまして、多大なるご理解、ご協力を賜りますことを心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

まず初めに、前回の第19回大田区景観審議会におきまして諮問されておりました「第4回大田区景観まちづくり賞」につきましては、本年1月に表彰式を実施し、区長から7団体の方々に表彰状並びに記念品を授与させていただきました。

また、表彰の結果につきましては、2月11日号の大田区報の一面を使いまして掲載をさせていただき、机上に参考資料としてその区報を置かせていただいております。後ほどご覧いただければと存じます。

受賞案件についてのご紹介は省略とさせていただきたいと思いますが、地域コミュニティーを創出する施設や住民主体による景観の

向上に資する活動、そのほか周辺環境との調和を意識した緑化など、幅広い要素を持った計9件が受賞とすることとなりました。

今回初めて区報の一面での掲載となり、視覚的に写真やレイアウトなどの工夫をさせていただいたところ、受賞者へのインタビューなども掲載をさせていただき、区民の方々の意識の醸成に努めさせていただいたところでございます。

こちらの区報につきましては、区民の方々から、それをご覧いただいて、幾つか反響がございました。報告事項の2のところ、今後の景観まちづくり賞の検討事項の際にもご説明をさせていただきたく存じます。

さて、本日の景観審議会では、審議事項といたしまして、皆様にご意見を伺いたい案件のほか、報告事項といたしまして、大田区景観計画の今後の検討事項等についてご説明をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただき、ご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、よろしくお願いいたします。

西山幹事 それでは、まず審議会の公開につきまして、ご案内を申し上げます。

本会議でございますが、公開を原則としてございます。このため、議事録につきましては、区のホームページで公開をさせていただきます。また、議事録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

また、議事録作成のため質疑応答の際、初めにお名前を述べていただいた後、ご発言をいただくようお願いできればと存じております。

また、大田区ではD X化、ペーパーレス化推進の取組の一環として、タブレット端末を用いたペーパーレス会議による実施を目指してございます。

段階的にペーパーレス化を進めるため、今回、タブレット端末と紙資料、こちらの両方をご用意させていただいております。タブレット資料につきましては、事務局が操作する端末と同期してござい

ますので、自動で画面が切り替わる仕様となっております。また拡大縮小についても、自動的に切り替わる仕様となっております。

なお、タブレット端末につきまして、資料を先読みしたい場合などは、画面上に表示されております耳マーク、こちらをタッチしていただきますと、同期が解除されますので、ご活用いただければと思います。

また、この同期解除後に、再度、事務局が操作する端末と同期を行う場合は、画面上に表示されている耳マーク、こちらを再びタッチしてください。間違えて発言のボタン押してしまうと、その方の画面が皆様に共有されてしまいますので、気をつけていただければと存じます。

それから会議中、動かない、資料が表示されないなどの不具合等がございましたら、挙手の上、事務局へお申しつけいただければと存じます。

では、続きまして新任委員の皆様をご紹介させていただきます。令和7年6月1日付で交代になりました関係団体の構成員の委員及び新たな区民委員をご紹介させていただきます。

お手元の参考資料1番のほうにも、大田区景観審議会の委員の名簿を記載してございますので、こちらも併せてご覧いただければと思います。新任委員の皆様につきましては、名簿備考欄に新任と表示をさせていただいております。

それでは、まちづくり推進部長の杉山より、新任委員の皆様をご紹介させていただければと思いますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びしますので、その際、ご起立をいただければと思います。どうぞお願いします。

杉 山 幹 事 それでは、改めまして私のほうから新任の委員の方をご紹介させていただきます。お手元の名簿をご参照いただければと思います。

関係団体の構成員の委員といたしまして、酒井和夫委員でございます。

酒 井 委 員 酒井です。よろしくお願いいたします。

杉 山 幹 事 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、区民委員といたしまして、小谷木英資委員、本日は

欠席と伺っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、中村知恵子委員でございます。

中 村 委 員 中村です。よろしくお願いいたします。

杉 山 幹 事 よろしくをお願いいたします。

今回、3名の委員の方が新たに加わられたということになります。
どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

西 山 幹 事 新任委員のご紹介は以上となります。

それでは、次第に入らせていただきます。次第をご覧ください。

配付資料につきましては、次第の一番下に記載のとおり、計9件
となっております。参考資料3につきましては、冊子を机上に配
付しておりますので、ご活用いただければと存じます。

ただ、冊子につきましては、会議終了後、回収をさせていただきます
ので、そのままお残しいただければと存じます。

それでは、ここからの議事につきましては、野原会長に進行をお
願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

野 原 会 長 猛暑の中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。
した。

それでは、まず開会に先立ち、本日の審議会の成立及び傍聴につ
きまして、事務局よりご報告をよろしくお願いいたします。

西 山 幹 事 本日の審議会の成立につきまして、ご報告を申し上げます。

審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30
条第6項において、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議
を開くことができないと規定されてございます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員14名のうち、出席10
名、欠席4名により、定足数を満たしてございます。

また、本日の傍聴申込数でございますが、14時現在で4名となっ
てございます。なお、事務局としましては、本日の会議内容に非公
開とすべき内容は入っていないというふうに認識してございます。

以上でございます。

野 原 会 長 どうもありがとうございます。ただいま事務局よりご報告がござ
いましたとおり、定足数に達しておりますので、本審議会は成立と

いうことになります。

ここで、第20回大田区景観審議会の開会を宣言いたします。

まず初めに、傍聴者の入室を許可いたします。よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

野 原 会 長 では、始めます。

それでは、本日の議題につきまして、事務局よりご報告をよろしくお願いいたします。

西 山 幹 事 本日でございますが、審議案件1件、そして報告事項3件となっております。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

野 原 会 長 ありがとうございます。では、皆さん、お手元の次第をご覧くださいまして、2番の審議から参りたいと思います。

審議事項一つ目「稲荷橋にかかる色彩基準の適用除外について」ということで進めてまいります。

では、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

(傍聴者1名入室)

事 務 局 まちづくり推進部都市計画課計画調整担当の松山です。着座にて失礼いたします。

審議1の資料説明の前に、まず本件について意見聴取を行う理由及び根拠について、都市計画課より説明させていただきます。

今回、意見聴取を行います色彩基準の適用除外は、大田区景観条例第24条第3項第4号に基づき、景観計画139ページ、第3章(4)色彩に関する基準(b)色彩基準の適用除外において、良好な景観形成に貢献するなど景観計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができるとしております。

今回、都市基盤整備部建設工事課が稲荷橋の改修工事に伴う色の塗り替えを行うに当たり、使用する色が色彩基準の範囲を超えるため、この規定を利用し、本審議会において意見聴取を行います。そのため、この後、皆様からご意見を伺い、それを踏まえて工事に向けて進むという流れとなります。

それでは、本件の具体的な資料説明について、都市基盤整備部基盤工事担当課長より説明をお願いいたします。

小 林 幹 事 都市基盤整備部基盤工事担当課長の小林です。よろしくお願いいたします。

審議案件1についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

本件は、橋梁の長寿命化修繕工事について、景観計画第3章の色彩基準適用除外について、委員の皆様からご意見を聴取するものでございます。

平成26年に、多摩川に架かる丸子橋、平成28年に、呑川に架かる本村橋についても同様の状況で、景観審議会にて意見を聴取し、景観計画における色彩基準の適用除外となっております。

それでは、お配りしている資料及びタブレットの右上、資料1と記載のある「稲荷橋にかかる色彩基準の適用除外について」という資料をご覧ください。

①番からご説明いたします。「はじめに」でございます。令和7年度、8年度に海老取川に架かる稲荷橋の長寿命化修繕工事を予定しております。

景観計画においては、工作物の新設、増築、改築、もしくは移転、外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替えまたは色彩の変更についても、建築物と同じ色彩基準が適用されております。

稲荷橋は、空港臨海部の景観形成重点地区内にあり、長寿命化修繕工事に伴う高欄（橋梁用の防護柵）の取替え、主桁の塗装塗り替えは、色彩についても景観への配慮は必要となります。

②番、現状と課題です。現在の稲荷橋は、地域の神社であります穴守稲荷神社が橋名の所以となっておりまして、高欄・主桁が神社の鳥居を連想させる朱色で塗装されております。

この色彩が景観のアクセントとなり、地域のランドマークとして、地域の住民の皆様に親しまれているところです。

今回、高欄取替え及び主桁の塗り替えにおいては、この色彩を継承することで、地域の歴史、文化に根づいた景観を存続させることが、良好な景観形成に資すると考えられます。

現在、高欄・主桁の塗装色である朱色は、マンセル値が色相10R、明度5、彩度14で、大田区の色彩基準においてアクセント色に当たるため、本来であれば橋梁側面面積の20分の1以内とする必要がありますが、稲荷橋は区民の皆様のなじみが深く、地域のランドマークとしての役割を果たしていることから、色彩基準の適用除外の可否について検討を要するものでございます。

続きまして、③番、方針（案）でございます。本件は、「大田区景観計画」第3章（4）色彩に関する基準（b）色彩基準の適用除外に定める要件であります橋梁等で、区民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているものを満たすものであり、大田区景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないものとする方針としております。

続きまして、2ページ目に移ります。

こちらは、稲荷橋の現況写真でございます。地図の左手が大田区羽田五丁目、右手が羽田空港一丁目でございます。

稲荷橋の北側にある穴守橋から見た写真が①番、南側にある天空橋から見た写真が②番、西側、羽田五丁目から見た写真が③番、東側から見た写真が④番でございます。

次に、資料3ページに移ります。

ここでは、稲荷橋の周辺環境についてご説明いたします。稲荷橋が架かっている海老取川には、北側から①番目の穴守橋、2番目の稲荷橋、天空橋、弁天橋と4橋が連なっております。

稲荷橋の東側は羽田空港、西側は住宅地が広がっており、環八通りを越えた北西側にはヤマト運輸の物流センターがあります。羽田空港側の海老取川沿いを北上すると、首都高1号線の空港西インターチェンジに接続するところでございます。

海老取川の左岸側は、管理用通路が整備されて「海辺の散策路」に指定されております。戦前、羽田空港のある地域へ渡る橋は、②番の稲荷橋と弁天橋だけでしたが、現在は、①番の穴守橋と弁天橋は、車両と歩行者がどちらとも通行可能でございます。

一方で、②番の稲荷橋と天空橋は、人道橋として使われております。かつての往来の主要動線だった稲荷橋の役割は、その後、架設

された周辺の橋梁に移り変わってきたと考えられております。

続きまして、資料の4ページ目に移ります。

こちらでは、羽田地区の歴史についてご説明いたします。羽田地区は、その前身である稲荷大神が江戸時代から祭られた穴守稲荷神社があることで、明治、大正、昭和の時代には、観光行楽地、参拝行楽地として多くの来訪者が訪れました。

その後、穴守稲荷神社は、戦時下の空襲による全焼、場所を移しての再建を経て、現代においても東京を代表する稲荷神社であるとともに、かつて羽田空港内に鎮座していた歴史、羽田空港に最も近い神社という立地から、航空安全や旅行安全の神社としても知られ、地域の歴史に大きく影響を与えております。

稲荷橋については、明治29年から42年の国土地理院地図で確認されている記録が最古のものです。昭和20年、GHQによる東京飛行場の引渡し、周辺住民の強制退去に伴い、封鎖された経過を経て、現在の稲荷橋は昭和30年から供用を開始しております。平成19年には補修工事を行い、塗装の塗り替えも行っているところです。

歴史の資料の添付資料として、事前にお配りしていたデータや紙の資料では、写真を添付させていただいておりましたが、写真関係のデータにつきましては、権利の関係で、今日はちょっとお配りできないということが分かりましたので、事前を送付していた資料については破棄していただきますよう、よろしくお願いいたします。

写真のほうでは、平成30年代頃の稲荷橋の写真で確認できておりました。こちらの写真を見ながら、地域の方にヒアリングを行ったところ、当時から穴守稲荷神社の鳥居の色である朱色が使われていたということが確認できているところです。

また、最新の写真では、平成9年、1997年の写真も確認できておりました。平成19年に塗装塗り替えを行う前から朱色だったということまで確認できております。

続きまして、資料の5ページ目に移ります。

今年度、来年度実施予定の工事について、概要をご説明いたします。本工事は、大田区橋梁長寿命化修繕計画に基づく長寿命化修繕工事でございます。稲荷橋は、道路法における道路に位置づけられ

ており、歩道として、現在、供用されております。

現在、稲荷橋は昭和30年に架設され、架設から70年が経過しております。幅員幅は8.7メートル、橋の長さ、橋長は52.3メートルの橋梁となっております。

次に、6 ページに移ります。

3 番、工事期間の内容についてご説明いたします。工事期間につきましては、今年の9月から再来年の2月を予定しております。

このうち、景観条例に係る行為となる高欄の取替えについては、景観関連の手續完了後の12月以降に行う予定です。景観に関する手續は、本日の景観審議会後、まずは景観条例に関する協議に約2か月間、その後、景観法の行為の届出に約1か月を見込んでおります。

工事は2か年に分けて行う予定で、今年度は主に橋の上から実施できる工事を行い、来年度は橋の下から実施する工事を行います。様々な工事を行います。ここでは景観条例に係る行為に当たる塗装の塗替工と防護柵取替え工についてご説明いたします。

まずは、(1)番、主桁の塗装塗り替えについてでございます。稲荷橋は、昭和30年に竣工し、平成19年に塗装塗り替えを行っており、それから17年経過しております。

平成19年当時は景観計画が策定される前のため、色彩に関わる基準はありませんでしたが、過年度に実施した定期点検結果により、防護柵の腐食や防食機能の劣化による損傷が見られるため、措置を講じる必要があります。平成19年度に塗り替えたときと同じ、朱色で塗り替えを行いたいと考えております。

続きまして、資料7 ページに移ります。

(2)番、防護柵の取替えについてです。令和元年と5年度の定期点検結果より、防護柵に腐食や防食機能の劣化の進行が見られております。

また、日本道路協会の防護柵設置基準・同解説で定められている基準のうち、柵の間隔について、歩行者等が容易にすり抜けられないという条件を、現在の形状では満たしていないため、取替えが必要となります。

現状の防護柵取替え案を、縦柵、横柵の二つ、計三つの図を並べ

たのが下の図でございます。防護柵の設置基準で「防護柵の高さは路面より1.1メートルを標準とする」という記載がありまして現状の防護柵はこれを満たしていないため、取替え後は、いずれも満たす高さとなっております。

また、柵の間隔についても、隙間についても、現況は満たしておりませんが、取替え後は、上記の150ミリ以下という基準を満たしたものになる予定でございます。

続きまして、資料の8ページ目に移ります。

こちらは、主桁・防護柵の色彩を検討した資料でございます。本件にわたり、地域の方のご意見を伺ったところ、昔から神社を思わせる朱色で地元になじんでいるため、穴守稲荷神社の鳥居と同じような朱色がよいとのご意見でございました。

これを踏まえ、こちらにあるようなマンセル値が色相10R、明度5、彩度14の朱色にしたいと考えております。

続きまして、資料の9ページに移ります。

こちらは、橋梁用防護柵の形式について検討した資料です。色彩と同様、地元の方にお話を聞いたところ、イベント等で人が集うこともあるということで、安全性を考えると、よじ登りがしづらい柵がよいとのご意見をいただきました。

検討（案）ですが、一つ目は、縦に柵が入った縦柵型という形状です。こちらは柵をよじ登りづらい点がよいのですが、こちらのパース図のように、橋を渡る際に縦柵が眺望を阻害してしまいます。

二つ目は、横に柵が入った横柵型です。この案に決まった場合、横柵の中では、よじ登りにくい設計の橋梁用防護柵を設定いたします。例としては、柵が橋面のほうに張り出しているものや、横柵が河川側に設置されているようなものです。

現況の橋梁用防護柵も横柵であるため、これを継承する形となります。縦柵に比べると、橋を渡る際に眺望を阻害する部分が少なくなることも分かっています。

続きまして、資料の10ページ目に移ります。

こちらは、色彩面積の計算状況でございます。地覆、桁側面、親

柱、防護柵を側面から見た際の面積をそれぞれ算出したところ、アクセント色に該当する朱色の面積が、全体の約86%という計算になっております。

続きまして、資料の11ページに移ります。

こちらは、工事完成後の完成予想イメージ図です。下にある表は空港臨海部景観形成重点地区の色彩の基準でございます。

地覆部、親柱部については、無彩色に当たり、明度は8程度です。今回採用したいと考えている朱色は、マンセル値が色相10R、明度5、彩度14で、こちらの表にある色彩のマンセル値から外れており、アクセント色となっております。

以上、稲荷橋にかかる色彩基準の適用除外について、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野 原 会 長 ご説明、どうもありがとうございました。今ご説明がございましたとおり、稲荷橋の色彩基準の適用除外についてということで審議になっております。

一応、確認なのですが、色彩基準の適用除外の要件に関しては、景観審議会に意見を聴取するというのが景観計画で定められておりまして、大田区景観条例第24条第3項第4号に基づいて、本審議会では意見聴取を行うという手続になっております。

そのため、これから委員の皆様にご意見を伺って、それを踏まえて今後の稲荷橋の工事を行っていくということになるということで審議事項となっております。

では、この「色彩基準の適用除外について」という、今ご説明があった内容に関しまして、委員の皆様からご意見やご質問をお受けしたいと思いますので、どなたからでも結構ですので、挙手の上でご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

なお、先ほどご提示ありました色彩が、マンセル値10R、5の14という数値で色彩が規定されていますが、これが今の穴守稲荷の鳥居の色彩に非常に近くなっているということですが、これが、規定上はちょっと鮮やか過ぎましてといいますか、大田区の全体のこの重点地区における景観計画上の色彩の基準を超えているということ

になります。

今回は地域の意向もあるということも含めまして、特別に色彩基準の適用除外をお願いしたいという形の審議になっているということです。

皆様、いかがでしょうか。

では、二井委員、よろしくお願いします。

二 井 委 員 二井です。ご説明、ありがとうございます。

私自身は、色彩基準から外れてはいるのですが、この場所の穴守稲荷との関連というのを考えると、こういった鳥居を連想させる色を使うこと自体は、特に問題がないのではないかなというふうに思います。

それ以外に、これはもともと車道橋だったものが歩行者専用橋に変えてそのまま残しているという、非常に特殊なんですけども、ちょっと面白い橋の一つです。

今回、高欄も変えなければいけないという中で、今の高欄がそのまま使えるのがベストだとは思いますが、設置基準上、これを高さが満たしていないということで、それをちょっと変更せざるを得ないという中で、縦棧、横棧もあるわけですが、元々のものに近い横棧を候補に上げていただいているのは、とてもいいのかなというふうに思っております。

というのが意見と、今の高欄は埋込み型のような感じなのかなと思うのですが、ちょっと不思議な地覆になっているというか、2段地覆になっているような感じになっていて、今回の高欄のときに、どのぐらい、そこを少しいじることになるのかなというのがちょっと気になりました。気になったのは何かというと、資料の7ページの下のところに、取替え後の路面からの高さは1.192ということで、一応、基準より9センチほど高い状態ですので、もし、切断のときに地覆に関しても何かしら補修を入れるのであれば、その地覆の高さを調整して、基本、1.1メートルになるようにしてもいいのかなというようにも思います。

それから、景観審の話題からは外れるのかもしれませんが、Googleマップで航空写真を見ると、河川側のほうも、何かしら

工事が行われているのか、ちょっとよく分かりませんが、海老取川沿いのところで、今回の補修に絡めて、例えば今までよりも川側に下りやすくなるみたいな工夫ができたりするのか。あるいは、せっかく歩行者用の橋になっているので、それが舗装も打ち替えるということみたいですが、その舗装に対して、全部じゃなくても何かしら工夫の余地があるのかというところも、一緒にご検討いただくと、地域の魅力づくりにつながるのかなというふうに思います。

すみません、長くなりました。以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

2点、大きく分けてあるのかなと思います。1点目は、7ページ目をご覧ください、上の手すりみたいな、上に赤い桟がついているところが高欄と呼んでいるところで、地覆というのが、多分その下のコンクリートで打っている地面、高欄がくっついているところというか、その高さの関係も含めてどうなのかというのが1点。

もう一点は、海老取川沿いも整備があつたりするのであれば、それと連動していたり、そういう在り方というのはどのようになっていますかというご質問かなと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

小 林 幹 事 ご質問ありがとうございます。建設工事課でございます。

最初にご質問いただきました資料の7ページ目の地覆の話についてでございますが、こちらは地覆の上に設置する防護柵につきましては、現在の設計ではベースプレート型といいまして、地覆の形をいじらないような形で、そのまま上に載せるような予定になっておりますので、こちら、高さについては若干1.192メートルと、基準よりも9センチ程度高くはなるのですが、この高さを予定しているところです。

それで、縦桟と横桟のご説明で、ちょっと私のほうで不足があったので補足させていただきますと、今、真ん中にある縦桟の場合ということで、よじ登りにくいという利点もあるのですが、景観の眺望を阻害するということがありましたので、横桟形を提案させていただいているところでございます。

もう一つの護岸工事の話につきましては、資料の３ページ目の写真を見ていただきますと、①番から、こちら、環状８号線という道路が黄色い線で表現されているのですけれども、この海老取川につきましては、左手側が左岸で、右手側が右岸になるのですけれども、現在、東京都建設局さんの第二建設事務所のほうで護岸の耐震工事というものを行っております。

現場でも、今、工事を行っているのですけれども、非常に長期間に及ぶ耐震護岸工事を行っておりますので、そちらの護岸工事が完了後、大田区としては、この水色で入っている「海辺の散策路」という散策路が計画されておりますので、橋からの護岸へのつながり等については、引き続き東京都建設局さんと検証、検討を継続していきたいと考えているところでございます。

野原会長　よろしいでしょうか。ということで、今後、整備されていく部分になる可能性があるということです。逆にこの橋等を受けて、整備のほうが行われると思いますので、そこの辺りも連動して、よりよい形になるといいのかなと思います。

ちなみに海老取川は、景観重要公共施設ですかね。

小林幹事　そうですね。資料の１枚目にありますけれども、この位置自体は、資料１ページの「はじめに」の３行目ですかね。稲荷橋自体は、海老取川の河川を含む地帯一帯が、航空臨海部の景観形成重点地区内に含まれているところになりますので、海老取川自体も含まれているというところでございます。

野原会長　今のは景観形成重点地区のご説明だったと思うんですけど、景観重要公共施設に当たるかどうかですね。

西山幹事　まちづくり計画調整担当課長、西山でございます。

皆様、お手元の景観計画、青い冊子の１４７ページからお開きいただきますと、まず、その１４７ページに、景観重要公共施設の指定というものが頭にございまして、そこを１ページめくっていただいて１４９ページをご覧ください。

この中程ですね。河川という項目の中に海老取川を位置づけてございますので、川自体が景観重要公共施設の指定というふうになってございます。以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

ちょっと厳密に言うと、橋というのか川なのかというのがちょっとよく分からないこともあったりもしますが、いずれにしても、この海老取川自身が景観重要公共施設になっているということです。

先ほど、散策路等の整備というのは、今後行われるということもございましたけれど、まさに東京都さんもそうですし、大田区さんがやる場合も含めて、その景観重要公共施設であるということも位置づけとして認識しながら、一体的な整備をぜひ検討いただきたいなというふうに思います。

ご説明、どうもありがとうございました。

では、ほかの皆様。中村委員、鈴木委員の順番でいきましょう。よろしくお願いします。

中 村 委 員 ありがとうございます。中村です。よろしくお願いします。

確認ですけれども、これ、今の色と一緒にということでよろしいんですね。

小 林 幹 事 建設工事課でございます。

資料でお示ししたんですけれども、資料の8ページ目ですかね。今、中村委員が開いているページ数になりますけれども。こちら、左下に写真とカラーの見本をつけさせていただいているのですけれども、基本的には穴守稲荷神社の鳥居と同じ色にしております。

紙で印刷しているものについては、一部、ちょっと色が違うように見えるところもあるのですけれども、こちら印刷の加減の都合でございまして、現地に行ってカラーの見本を当て込んで、同じ色を確認しているところでございます。

中 村 委 員 ありがとうございます。続けてよろしいですか。

野 原 会 長 はい。

中 村 委 員 地域住民の意向とか愛着というのが、私はとても大事だと思っているので、これは適用除外でいいと思います。それは同時に神社を連想させる朱色というのは、広く多くの人にも同時に受け入れられることなので、私は、これに賛成です。以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

上の高欄を造り変えるのですけど、今のものがちょっと色あせぎ

みになっていると思いますので、今のものに合わせたというよりは、鳥居の色でちょっと調整して、それに近い色にしたという形かなというふうに思います。

では、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

鈴木委員　鈴木です。

私は逆の意見になっちゃうんですけども、まずマンセル値から外れているということで、こういう例外といいますか、これはどれぐらいの数があったりとか、前例があるのかなというのがまず一つ。

それから、もう一つは、その神社の色というのは、確かにそのとおり景観的にもいいのかもしれませんが、これ宗教的な意味合いがあるんじゃないかというふうに思われることもあるんじゃないかなと思います。その辺の対応といいますか、ご説明がうまくできればこれで問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。

野原会長　じゃあ、事務局からお願いします。

小林幹事　建設工事課でございます。ご質問ありがとうございます。

橋梁で今回のように色彩の適用除外になった例があるのかというご質問です。こちら事例としては二つございまして、平成26年に、今、多摩川に架かっている丸子橋、こちらのほうでアクセント色が使われているので適用除外になっているものが1件と、近いところでは、平成28年度に呑川に架かる本村橋についても同様な状況で、景観審議会では意見を聴取しまして、景観計画における色彩基準の適用除外という色でやっております。

本村橋のときのお話をさせていただきますと、そのときは高欄の色がダークブラウンといいまして、今の机の色ですかね。非常に濃いブラウンだったんです。

そちらについても、通常の基準色から外れるということだったのですけれども、今、呑川自体、河川の護岸についている柵の色がダークブラウンでずっと整備されていたので、その連続性ということで、平成28年度には適用除外ということで認めていただいたところでございます。

2点目のご質問につきましては、穴守稲荷神社のお話と宗教的な話と、この色味の関連性というお話だと思います。

こちら、地域の方のご説明のところも同様なのですが、歴史の変遷のところで、この羽田地区、羽田五丁目地区というのは、やはり昔から穴守稲荷神社というものがあって、それによって栄えてきた地域でもあるので、地域の象徴として、ランドマーク的な位置づけでこの色を橋に使いたいという地域の皆様のご意見が多かったところです。以上です。

鈴木委員　そこら辺が納得できないところもあるかなと思いますので、その地域になじんでいるということと、穴守稲荷の関係とといいますか、それを一緒にしないで地域の色ということでまとめていただけたらいいんじゃないかなと思います。

要するに、その神社が出てきてしまうと、全く知らない人とか、事情が分からない人が、やっぱり何か宗教的な意味合いもあるんじゃないかなと、ある意味、誤解されるということもあると思いますので、この辺の文言を練っていただけると、よりよいんじゃないかなと思います。

小林幹事　ご意見をありがとうございます。参考にさせていただきます。

野原会長　ありがとうございます。

ほか、ご意見はいかがでしょうか。

杉山委員、よろしくお願いします。

杉山委員　今回は、適用除外ということで地域の皆様のご意向ということでよろしいかなと思います。ただ、お願いとしましては、先ほどみたいに色があせたりとかですね、昭和30年にこの色だったというのは、ただの記憶色なので全然、同じ色とはっきり言えないと思います。

ですので、この地域全部の穴守橋、天空橋、弁天橋等々、全部、現時点でどのぐらいの色かなんていうのも測っておいていただきたいなと感じました。私は、やっぱり、自分で測りに行っておいたほうがよかったかなと思ったりしています。

この地域はこういう朱色ということで、皆さん大体ちょっとそんなことを意識したような色遣いをしているんだなという感じがありますので、ここの地区のデザインとして、今後も継続していくとなると、そういうふうな、現状としてはこの数値だったよと記録しておくのがよいと思います。

それから、その後にまた評価とかもいろいろあると思いますので、アンケートでもよいですけど、お声、ご意見なども残しておくというようなことを、お願いしたいなと思います。

それと、別のことを急にお聞きして大変恐縮なんですけど。丸子橋って、ブルーの橋でございますよね。もう10年以上前ですけども、景観審議会で、鮮やかな色なので、少し抑えめにならないかなというのを調べに、委員の方、何人かで行ったりした記憶があります。

ところが、半分川崎のものなので、塗られてしまったんです、何の通知もなく。という現状は、区の方もご存じだと思うので、ちょっと私、今のその記録を存じあげないというのが、やや気になっています。あんまり鮮やかなブルーは少し抑えめにするといいねというので調べに行ったり測りに行ったりとか、最初のデザインをご担当になった方も、そういう状態だったというのは、やっぱり少し記録に残しておいていただきたいなと思います。

景観審議会の議事録に載っている、約十年も前なので大変恐縮なんですけど、ご確認いただきたいなと思います。

それまではブルーなんかも、すごく鮮やかな色って、日本全国でいっぱい使っておりましたけれども、景観というように控えめにしようというのは、以前より多くなってまいりましたので、色彩の範囲外だったのだけど、ストレートにオーケーを出したわけではないので、川崎市さんとも、もう少し調整が必要だったのではないのでしょうか。

今後も、行政界を跨ぐ河川については、行政同士が相談しあう体制をお考えいただくといいのではないかなと思います。神奈川県とも、色々調整していくとよろしいのではないかなと思います。

すみません。ちょっとこれは本当に付け足しで、今回の内容とは違いますので、大変恐縮ですけども、確認していただければと思います。以上です。

野 原 会 長 事務局お願いします。

小 林 幹 事 建設工事課、小林です。ご質問ありがとうございます。

平成26年の丸子橋のときの審議会の経過、記録については、事務

局のほうでも残っているということなので改めて確認させていただきます。

これに合わせて、また①番とか④番の橋梁も、これから古くなっていくごとに長寿命化修繕工事は必要になりますので、今回の議事も踏まえて決定していきたいと考えております。ありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。丸子橋については、結果だけじゃなく、プロセスの部分も、ぜひ確認いただきたいということだったかなと思います。

1点だけ確認なのですが、8ページの穴守稲荷神社の鳥居と同じ色と書いてあるのですが、これは現在の穴守稲荷神社の鳥居の色ですかね。

つまりは、神社のほうも塗り替えがある可能性があるのですが、何と合わせているかというのが分からなくなっちゃうと、何かおかしくなっちゃうかと思うのですが。そこをお願いします。

小 林 幹 事 建設工事課でございます。ご質問ありがとうございます。

色については、現在の色に合わせているというところでございます。現在の色といいましても、穴守稲荷神社の中にも、鳥居が1,000程度ありまして、そのどこに合わせるかという議論になると思います。

こちらに写真であるのですが、「奉納」というふうに書かれていて、手前側にどんどん古いものから新しいものがあるのですけれども、その一番新しいものに合わせて、色を設定しているということでございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。要は神社側も、色あせというか、変わっていく可能性があり、つまり決まっているわけじゃないと思うので、後で記録としては、この時点のこれと合わせたとか、何か書いておいたほうがいいのかというふうな気がいたしましたので、その辺りよろしくお願いします。

他、いかがでしょうか。

では、大澤委員、よろしくお願いします。

大 澤 委 員 ご説明、ありがとうございました。

1点だけなのですが、今回の適用除外は、やはり地元の意向であるとか、地域のランドマークであるというところが大きなポイントだとは思うんですね。

そうなってきたときに、地元の意向をどの範囲で、どの時期に、どういう方法で意見聴取したのかということをしっかりと記録するなりしておかないと、あまり何か正当性が生まれえないのかなという気がします。やや恣意的に見えてしまう。

だから、連想させる色がよいという意見もあって、後は登りづらくする場所、それ以外にも、多分いろんな意見が出ていたのかもしれないので、そうなると、やはり、そこで出た意見というものをしっかりと整理して示す必要があると思いますし、恣意的に地元の意向であるとか意見を取り上げましたというふうには取られないようにしないといけないと思います。

今回の件は特に、区民や地元の方の意向が大きいんですよというところをよりどころに進めている手続ですので、今回の件というより、今後、同じようなことがあると思いますので、そこは、ぜひご検討くださいという意見です。

野 原 会 長 まず、どういうプロセスかできるだけ記載していただきたいということと、あと意見はこれで全部出ていますか、そういう意味でもあるかなと思いますので、その辺りですね。

では、事務局から回答をよろしくお願いします。

小 林 幹 事 ご意見をありがとうございます。

地域へのご説明という意味合いでは、この今回の工事に限らず、建設工事課では、各地域での工事が予定された時点で、大田区内にあります18の特別出張所というものがあるのですけれども、その出張所の管内の、まずは町会長さん等にご意見を聞いたり、お知らせをしたりするところがございます。

今回の色の経過ですとか、ヒアリングについても、昔から地域にいらっしゃった方のヒアリングということになるので、地域の町会長さん等に聞きながら進めてきたところがございます。

また、工事に入る前にも、再度、地域の方で開催している地域力推進会議等があるのですけれども、そういう場で広くお知らせをし

ながら、今回、色の塗り替えを行わせてもらいますというような説明を、丁寧にしていきたいと考えております。以上です。

野 原 会 長 よろしいでしょうか。

では、濱福委員、よろしくお願いします。

濱 福 委 員 濱福です。大澤副会長からの意見に対して、課長が言われているように、やりましたというのでは駄目だと地域の代表として思います。だから、こういうときの説明は、やっぱり何回か積み重ねて、こういう同意を得ましたとか、そういうふうに話してもらわないと、みんながなかなか納得しない。

すると、これは自分が町会長として連合会の中で話した形なのですが、たまたまうちのほうでも、学校の建て替えがあります。そのときに、全部、こういうふうにした項目を、こういった形の中で、今回はこういうふうにやりました、ああいうふうにやりましたということを、住民の人たちに説明しながらやっているのです、やっぱり、その説明をしたことは、やりましたよじゃなくて、いついつやって、こういうふうになりましたよということは、工事課のほうでちゃんと言ってもらわないと、誤解を招くというふうに思います。それと、先ほどの朱という形での神社も、やはり同じだと思います。皆さんが誤解を受けないような形での話をしてくれないと、誤解を受けるような話だと、みんなそれが広まっていってしまうという形があるので、その点については、気をつけてもらいたいというふうに思います。

それとはまた別に、この工事、7年度から8年度というのですが、全部、基礎から取り払うんですか。

小 林 幹 事 ご質問ありがとうございます。

この工事自体は、長寿命化修繕工事といいまして、今あるものを壊して新しく造るわけではなくて、今あるものを塗り替えたりするものでございます。ただ、高欄につきましては、形状が一部古いものがありますので、取替えになります。

濱 福 委 員 ここに写真で載っている基礎のところの腐食部分とか、こういうのも全部直すわけですね。

小 林 幹 事 はい。部分的な補修を行います。

濱 福 委 員 もう一つ。最後に塗る色は、朱色なんですけど、下地は何層塗っているのですか。一般的なところの塗装とは違いますよね、海岸にあるんだから。

だから、そういうところも、一般的にはこうだけど、ここは海岸だから、何層塗ってこういう形にしますよと、最後の色はこうですよということを、やっぱり話してもらいたいですね。

小 林 幹 事 ありがとうございます。

今回も、平成19年に塗り替えて、それから17年経過して、これだけ色あせているところです。定期点検結果からも出ているのですが、海側なので、いわゆる塩害と呼ばれるもので古くなっているということが分かっておりますので、今回の塗装についても、3層で塗る予定になっております。

また、最初にいただいた地域の皆様へのご説明については、経過についての記録、それから説明の仕方についても、結果を残しながら、地域の皆さんへ丁寧にご説明していきたいと思っております。ありがとうございます。

野 原 会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

いかがでしょうか。そろそろ時間も来ておりますので、よろしいですか。

私のほうから、2点あるのでよろしくお願いします。

1点目は、11ページの完成予想イメージ、拝見しまして、今ずっと議論になっていきますとおり、鳥居の色と地域のご意向ということで、この少し鮮やかめな朱色というのは分かるので、高欄を見ると、それでいいかなという感じがするのですが、主桁も全く同じ色でいいのかなとか、示されている完成予想イメージでも、主桁部分は上部の影ができることで、若干それで暗くなったイメージが示されており、実際、同じ色に見えない感じもあるのですが、と思いますが、ちょうどこの差ぐらいの彩度明度の差が上部と下部で会ってよいのではないかと思います。大体このぐらい、下部は落ち着いていてもいいのかなという気もしなくもないです。

そのほうが、高欄が逆に浮き立って、ちゃんと高欄とその神社の色というのが映えるなという、何かそんな考え方もあるような気も

します。

ここで決めると、今回、下も決まるという、感じですけど、工期を拝見しますと、時間的ずれもあるような気もしたんですけど、これは両方同じ色でいくという、そういう感じですかね。

小 林 幹 事 ご質問ありがとうございます。

工事予定のところでご説明したとおり、令和7年度は橋の上から行う工事ということで、柵の塗り替えをさせていただいて、来年度、令和8年度は、主桁の塗り替えをさせていただきます。

先生がおっしゃったとおり、主桁のほうを抑えたほうが高欄がというお話もあるのですが、現時点で、設計では、まずは同じ色で塗らせていただきたいと思って、資料作成をさせていただきます。

野 原 会 長 何か、もし後で議論の余地があるのであれば、そこでちょっと改めて議論できるといいなと、思っちゃったりもするのですが、一応、意見ということで申し上げておきたいというふうに思います。

もう一点が、これは、直接この事業にならないと思うんですけど、5ページの各所からの写真で、③に羽田五丁目側というのがございまして。

先ほど二井先生からもございましたけど、車道だったものが歩行者専用道になるということで、車止めが出ていると思うのですが、この色とかが何か全然違ってしまうと、せっかく、今いろんな議論をして丁寧にやっているのが台なしになってしまうところもあるような気がします。

ぜひ附属物や、そこに関わるもの、これは事業としては所管がずれちゃうかもしれないですけど、もし、ご検討する際には、その辺りの色合いも、全体としてトータルで魅力的な場所になるように、ご検討いただきたいと思います。

先ほど散策路の整備のお話もございましたので、そういう折を見たりして、ぜひ全体として、よりよい景観づくりを行っていただきたいなというふうに思います。

小 林 幹 事 ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、今回は橋梁の長寿命化修繕工事ということで、古くなったところを塗り替えたり修繕したりする工事になります。

す。

その工事が終わった後に、また、こちらの橋梁については、幅員が8.7メートルと非常に広い歩行者道路ということもありますので、道路附属物についても、所管がこちらでも都市基盤整備部の道路部署になりますので、今回の審議会の訴えも踏まえながら、取替えの際には、一連した整備ができるように、部内で調整していきたいと思っています。

野 原 会 長 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

杉 山 委 員 それを踏まえて、発言してもよいでしょうか。

野 原 会 長 杉山委員、よろしくお願いします。

杉 山 委 員 道路の色とか、そういったものも全部確認していただきたいなと思います。すばらしい歩行者道路になるというようなことなので、この手前のタイルなんかはどうするのかとか、道路としてちょっと気になります。その辺りのご検討と記録というようなことをお願いしたいなと、改めてお願いいたします。

小 林 幹 事 ありがとうございます。

部内に持ち帰って検討したいと思います。

野 原 会 長 では、一応よろしいですかね。ご意見出尽くしたということだと思っていますので、今ご説明がございましたとおり、稲荷橋については、地域のご意向も含めて、少し色彩基準の適用除外をしたいということでございましたので、この意見聴取を踏まえまして、所管の部局で判断を踏まえながら工事のほうを進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

では審議としては、ただ今、意見聴取をいただいたということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

野 原 会 長 ご意見、どうもありがとうございました。

では、議題1の審議事項1については以上というふうになりますので、よろしくお願いします。

西 山 幹 事 皆様、ご意見等、ありがとうございました。

それでは、議題1については以上となりますので、建設工事課の皆様におかれましてはご退出のほど、どうぞよろしくお願いします。

(建設工事課退席)

野 原 会 長 よろしいですかね。続きまして次第の3番、報告事項に入りたいと思います。

では、報告事項(1)大田区景観計画の今後の検討事項についてということで、事務局よりご説明、よろしくお願いいたします。

事 務 局 まちづくり推進部都市計画課計画調整担当の松山です。報告1について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

報告1では、大田区景観計画の今後の検討事項について、景観審議会専門部会等にて検討を予定している内容についてご報告させていただきます。

右上に資料2と記載された資料をご覧ください。

ここでは、大田区景観計画を取り巻く現状として、社会状況等の変化において生じている二つの課題を背景として記載しております。

まず一つ目に、社会状況等の変化による課題として、現行の大田区景観計画において運用面での大きな支障はございませんが、計画策定から10年以上経過しており、時代による社会状況や土地利用の変化が生じております。その変化へ、どの程度景観計画が対応できているかという点を確認する必要があります。

例として、景観計画策定後、改定や策定があった大田区基本構想や高台まちづくり基本方針などの関連計画と現行計画の整合が取れているかの確認が必要だと考えております。

また、二つ目の課題として運用上の課題が挙げられます。これまでの届出制度や景観指導において、一定の成果が見られる一方で、運用上の課題が存在しており、客観的な評価を踏まえた課題整理が必要だと考えられます。

2ページ目をご覧ください。

先ほどの内容を踏まえ、本計画の目標である、自然環境・歴史・文化などの資源とともに地域力を生かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちの達成に向けて運用によって得られた成果や課題を把握・整理し、方向性を決定することで必要性に応じて景観計画の修正・追加等に取り組んでいくことを想定しております。

そのため、今年度からの取組として景観計画の検証・評価を行い、課題を整理することで今後の景観計画の内容の修正・追加の方向性を決定したいと考えております。

大枠の流れとしては、下のイメージ図で示しているとおり、これまでの景観計画に基づく取組の実施内容を真ん中の赤い部分のとおりに、令和7年度より検証・評価及び課題整理をすることで令和8年の前半までに方向性を決定し、必要に応じて修正・追加・改定に向けて検討を重ねていくという流れになります。

3 ページ目をご覧ください。

こちらの資料では、これまでの景観計画に基づく取組の概要を簡単にまとめております。左上に書かれているとおり、平成25年度に景観条例及び景観計画を策定し、色彩ガイドラインや建築物ガイドラインとともに運用を行ってまいりました。

これに基づいて、一定規模以上の建築物の建築・増築・改築等を行う場合は、事業者等に対して届出の提出を求める届出制度や資料右上に書かれているような区として重点的に景観づくりに取り組む景観形成重点地区の指定。さらには、資料右下にあるとおり、区民や事業者等への意識啓発として、セミナーや景観まちづくり賞を実施してまいりました。

これらの取組について、より詳細な検証・評価を今年度の景観審議会専門部会等にて行っていく予定です。

4 ページ目をご覧ください。

このページでは、今後の検証・評価のフローを示しております。最初に、検証・評価に当たっての情報把握とありますように、景観計画の検証・評価に向け、取り巻く環境の変化や区民や事業者による取組状況等の情報把握に努めます。

そしてその上で、赤字で書かれているように景観計画の検証・評価、課題整理に入ります。3 ページ目にお示ししましたこれまでの取組について、より詳細な内容について整理し、多角的な視点から分析を行うことで検証・評価を行う予定です。

また、同時並行で次に書かれているとおり、課題整理も行っていきたいと考えております。もちろん、検証・評価により抽出され

る課題もあると考えられますが、現段階で既に浮かび上がっている課題について整理を行います。

そして、これらを踏まえ今後の方向性を決定し、必要に応じて来年度以降から計画内容の修正・追加、また改定を行うことを想定しております。

以上のような流れで、今年度より景観計画についての検討を進めてまいります。

続いて、右上に資料３とある資料をご覧ください。

こちらの資料では、令和７年度の会議スケジュール（案）を示しております。本会議が赤枠で囲われている第20回景観審議会に当たり、令和８年１月に今年度２回目の景観審議会を行う予定です。

また、下には景観審議会専門部会（景観まちづくり）の開催予定時期を記載しており、来年度前半の第22回景観審議会にて景観計画の今後の方向性を示すために、これら専門部会等での検討を進めてまいります。

報告１の説明は以上となります。

野 原 会 長 ありがとうございました。

今、ご説明がございましたとおり、皆さんのお手元に参考資料の、３とおっしゃっていたと思うのですが、大田区景観計画というこの大きい分厚い冊子がございます。

これが景観計画なのですが、できてから10年ちょっと越えておりまして、その間に例えば重点地区も増えて、ここに紙がぼこっと挟まっていたり、さらにもう１地区が、議論してきた大森についても増えています。どんどんアップデートされてきているというものもありますので、10年たったということもあって、少し全体の見直しをしたりしながら更新といいますか、その辺りを考えていく必要があるということです。

今日は頭出しだけになっていますので具体的な中身はないのですが、先ほどの資料３にございましたように、次回以降、３回ほど景観審議会の中でも少し議論しながら少し方針とそのための検証・評価のところというのは議論させていただきたいというのが、事務局からのご説明かなというふうに思います。ということによろ

しいでしょうか。

これはご報告にもなりますが、今受けた説明につきまして、委員の皆様から何かご意見・ご質問等がございましたら、こちらもどなたからでも結構ですので、挙手のほうをよろしくお願いしたいと思います。どうでしょうか。

では、二井委員、よろしくお願いします。

二 井 委 員 ご説明ありがとうございます。

これからなので、あくまでもこの先の話になるのかもしれませんが、最近、国も景観まちづくりという言葉をよく使ってきていますし、この資料の中でも景観まちづくりという言葉を使っております。

新宿区とかでも多分、景観計画を景観まちづくり計画に変えているような、要は景観というのがただの見た目の問題ではなくて、この景観というのが一つの切り口として大田区のまちづくりを進めていくんだみたいな考え方となっています。

それってすごく大田区の姿勢にも関わるようなところがあると思うので、ぜひこの検証と併せて、庁内でもできれば名称をどうするかというところも、まちづくりというところまで乗せて大田区もそういう方向にかじを切るんだみたいなことも併せて考えていただくといいかなというふうに思ったのが一つです。

それからもう1点は、これからの検証の中で出てくると思うんですけども、例えば先ほど海老取川が景観重要公共施設に指定されているということは、あの工事が入る段階で、東京都が大田区に問合せをする必要があるわけです。こういう工事をするのだけでも、大田区さんのほうでは何かリクエストがありますか、とか。

それに対して、大田区のほうから、ここは非常に重要な場所だからこういうふうな、例えば、その中に稲荷橋の補修みたいなものもあったりするから、これを併せてどういうふうにまちづくりしていこうかという協議を行う。

景観計画の今まであまり使われてこなかったけれども、とても魅力的なところというのは、市区町村がその中に入っている国とか都道府県のものに対して、口を出しながら自分たちのためにものを動

かしていくことができるというところにあるので、こういったところが多分、今までの景観計画でいうと、恐らく第4章とか第5章のところに絡んでいるんですけど、これは全国的にここのページのページ数が非常に薄いというのが今までの特徴としてあります。

なので、ちょっと景観まちづくりというのを考えていこうとしたときには、この今までの規制というところから一步抜けて、この魅力を高めていくためにどういうふうがいいものをつくっていくのかというところに舵を切れると、非常にいろんなことが進みやすくなると思いますので、そういった視点も考えていけるといいのかなというふうに思っています。以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

西 山 幹 事 二井委員、非常に素晴らしいご意見、どうもありがとうございます。

我々も先ほど申し上げたように、様々な区の計画というのが新しくなっていったり、変化していついていたりというところはございます。

こういったものに合わせていくというところも一つの変更の手でございますし、先ほどおっしゃっていただいたように、合わせていく過程の中で、この景観計画というのをどういった位置づけにしていくかというところも、また改めてこの会議等を通してしっかりと見定めていきたいというふうに考えてございます。

そこが大きなフルモデルチェンジなのかマイナーチェンジなのか、あるいは一部なのかというのは、また大きな議論になってくとは思いますが、改めて皆様のご意見等もお伺いしながらしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、規制から魅力を高めるというキーワードはまさに大きなポイントになってくと思っております。

この景観計画も、景観計画の目標として、この冊子のほうにも、2ページにも書いているのですが、多彩で魅力的な景観のあるまちを目指すという当初から掲げている目標に向かっていくために景観としてどのようなアプローチができるのか、先ほどの各種計画であったり、規制だけではなく新たな魅力とありますけれども、や

っぱり規制というのも一つの大きな力ではありますので、そういったところも併用しながら、さらに魅力のあるまちづくりというのを一步一步進めていきたいというふうに考えてございます。貴重なご意見、どうもありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。

報告事項2にも関わりますけど、景観賞のときも景観賞ではなくて景観まちづくり賞であるという議論がまさにありましたので、その辺もまた踏まえて景観計画の名称等も含めた在り方は検討していただきたいですし、二つ目のご意見もまさに先ほどの海老取川の河口もやりますと言ったときに、じゃあ、いざやるとなったときどうすればいいんだというのを見ても分からないということになると、言えることも少なくなっちゃうので、少し前へ出て行って周りをコントロールするだけじゃなくて、方針をどういうふうにしていくかをもう少し詰めていってもいいのではないかというご意見でもあると思いますので、その辺りも含めてどういう検証をしていくかというのを少しご検討いただきたいと思います。

ご意見、ありがとうございます。

では、押田委員、よろしくお願いいたします。

押 田 委 員 今日は頭出しだというお話なんですけど、今後のスケジュール並びに現状の景観計画を見させていただいた中で、4章・5章並びに追加された重点地区等の話を踏まえると、資料2の最後にある検証・評価というのが、すごい大きな役割を持つことは分かるんです。

やはり重層的かつ多角的になりますので、ぜひ評価の指標というものもどこかで設定させていただいた上で、その評価をもって、評価するって結構大事なんですけど、同じ目線で見れないとそこがぶれるという心配もありますので、その評価の指標というのも、ぜひちょっと念頭に置いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

野 原 会 長 ありがとうございます。今のところ何か考えていることありますか。まだこれからですかね。

西 山 幹 事 まちづくり計画調整担当課長の西山です。

現状では、あまり細かい設定というのはまだちょっとこれからの

状況ではありますけれども、押田委員のおっしゃるとおり、評価というのは、非常に我々も重要なポイントだと思ってございます。

他の自治体さんの実例だとかを見る限りは、やはりいろんなアンケートであったり、そういったものも参考にしているというふうに見てとれます。

そういった広く皆様の意識みたいなものも当然のことながらチェックしていきながら、これまでの計画とその結果についてどうだったかということをしっかりと見定めていけるようにしていきたいなというふうに思っております。

それらの評価からまた導き出される課題みたいなものもさらにあると思いますので、改めて細かいところまでは、現状ではお話しできることはないんですけれども、しっかりとその辺りの設定を考えていきたいと思っております。

野 原 会 長 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

中村委員、よろしくお願いします。

中 村 委 員 ありがとうございます。中村です。

新たに今年度から検証・評価を行うと先ほど説明があったんですけど、これまでは進捗確認とかというのはどういう形でされてきたんですか。

西 山 幹 事 まちづくり計画調整担当課長の西山です。

これまでは、大きく評価というところに関しましては、具体的に何かを行ったとか、定量的・定点的に行ったものというのは特に現状ないところです。

ただ、こういった景観審議会あるいは専門部会の中でも課題といったものの洗い出しというのは行ってきてはいますけども、大きくそういった形でオープンしてやっているということは現状、特にない状況でした。

中 村 委 員 分かりました。続けてよろしいですか。

私、今日初めて会議に参加したんですけど、一つ今後に向けての問題提起というか、状況を確認したいと思っているのですが、景観の中でも夜間照明とか音なんかの問題についても、いずれ審議会本体のほうで意見聴取などはされるといいなと思っています。

というのは、ちょっと余談になるかもしれないんですけども、私よくプラネタリウムが好きで行くんですけども、星空解説の中で都市部では、街が明る過ぎて星が見えないという説明があります。

光害なんて最近言われているようなんですけれども、不必要な明るさというのは、生態系にも影響があるなんてことを最近言われ始めていますね。

この審議会に先立って事前の事務局からの非公式な説明の中で、これらの課題についてはまさにこれからというところで、ほかの自治体の動向等も注視している状況であるというようなことを、ちょっと説明を受けました。

ぜひ状況も踏まえた上で、まだどこも何か具体的に踏み出していないということであれば、大田区がぜひ周到に準備をして、率先してこの辺りについても進めてほしいなというのを希望として持っています。以上です。

西山幹事　まちづくり計画調整担当課長の西山です。

まさに夜間照明・音、個別の建物としての話でもありながら、おっしゃるとおり、景観としては、夜に関しての大きなポイントになってくるなというふうに我々も認識してございます。

東京都さんにおかれましても、東京都の景観計画の中でも、一部夜間景観に関して触れはされていることなんですけども、委員のおっしゃるとおり、どこの自治体もなかなか触れてないところでございますので。

しっかりと、こういったアプローチの仕方をするかというところも大きな舵取りのポイントとなってきますので、その辺りもこの中でしっかりと議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

野原会長　ありがとうございました。

では、鈴木委員。

鈴木委員　今後はこの検証とか評価をここに入れるという件ですけれども、皆さん、委員の先生方のお話を聞いても、そのとおりだと思うんですけども、前回までの実感として思うことで、そこまで応募の例というものが高いレベルにないといえますか、ばらつきが非常に大

きくて、いいものはいい。悪いものは悪い。

あるいは、その個別のケースによっても全く違うような形になってしまったりとか、非常に検証・評価、特に基準とか指標というのが入れにくかったんじゃないかなという気がするんですよね。

ですから、これはそういう応募、公募の段階での話になると思うんですけども、数を増やしていただいて、そういう検証とか評価ができるような環境づくりといいますか、体制づくりというものができるといいんじゃないかなというのが一つ、私からの要望です。

野 原 会 長 今のは景観まちづくり賞も含めたお話ですかね。次の報告事項2がそれに当たりますけど。

西 山 幹 事 まちづくり計画調整担当課長の西山です。

鈴木委員のおっしゃるとおり、景観まちづくり賞に関しては、確かに、前回も審査いただいたところではあるのですが、皆様から応募いただくというところが一番、数に関しては重要なポイントになってきまして、そこをいかに増やすかという我々の広報みたいなところが重要なポイントだと思っております。

ただ一方で、この賞だけのポイントに関しましては、なかなかお話として出せるもの出せないものがございますので、その辺り、内部ともしっかりと検討しながら話を進めていきたいというふうに思っております。

野 原 会 長 景観まちづくり賞に関しては報告2もございますので、そこでまた併せて議論したいと思います。

まだ、これからやりますということでもありますので、また期間中もぜひ何かご意見があったらいただきたいと思います。一応ちょっと補足しておきますと、3ページ目のところにこれまでの取組とございます。

大田区景観計画なんですけど、先ほど議論もありましたとおり、大田区の景観計画はどちらかというとコントロールといいますか、規制というか、ルールの方に少し重きが置かれているところもあります。

その結果、3ページ目の左側に二つ目に事前協議届による景観誘導とかアドバイザー制度による指導・助言というのがありまして、

ここに何件も協議したり届出したりをしていながら、アドバイザーの方々とか区の方々が協議して改善しているところというのが結構大きいんです。

あんまりこの審議会に出てこないというか、たまに報告をいただいているんですけど、そこの一番根幹になるところの情報があまり出てこないというのが、前からちょっとぜひ出してくださいというのはお願いしています。

その部分がこの景観計画、今のところは根幹になっていたのも、そこはどうだったのかというのはちょっと確認いただくということと、それに合わせて、そう考えるともう少し方針だったり、まちづくりの部分の強めてもというか増やしていてもいいんじゃないかというのが、先ほど二井先生とかのご意見だったというふうに思います。

次の話題の景観まちづくり賞とかでも、賞を授与したものがそのうちその景観重要建造物になっていったりとかしながらさっきの歴史のほうにつながっていくとか、そういう流れができていきますと、実際、具体的ないろんな解決策につながっていったりするということもあると思いますので、ぜひ1回検証していただいて、どういふことがあると、よりよい景観まちづくりが進む形になるのかなというのは、ご検討いただきたいなというふうに思います。

何かございますか。

西山幹事　まちづくり計画調整担当課長の西山です。

会長のおっしゃるとおり、これまでアドバイザー会議というのを月に1回程度ではありますけれども、その1回の中で何件か同時に行っているところではありますけれども。

これまでの、議事録等をしっかりと取っているところでございますので、改めてその辺り、総括あるいは重要となるポイントをしっかりと抽出しながらご報告し、その課題の抽出に向けて検討していきたいというふうに考えてございます。アドバイス、ありがとうございます。

野原会長　ありがとうございます。

では、もしよろしければ、ちょっと次の報告に移っていただいて、

最後にもし何か言い足りないことあったらいただくということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

野 原 会 長 どうもありがとうございます。

では、報告 1 に関しましては以上ということで、引き続きいろいろよろしくお願いいたします。

では、報告事項 2 ですね。今もございました大田区景観まちづくり賞の今後の検討事項についてということで、こちらのほう、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

事 務 局 まちづくり推進部都市計画課計画調整担当の松山です。

報告 2 について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

報告 2 では、大田区景観まちづくり賞の今後の検討事項について、先ほどの報告 1 同様、頭出しとはなりますが、説明させていただきます。

まず、右上に資料 4 と記載された資料をご覧ください。

こちらの資料では、昨年度実施した第 4 回大田区景観まちづくり賞の反響及び景観まちづくり賞についての今後の検討していく事項について記載しております。

改めてとはなりますが、大田区景観まちづくり賞とは、景観まちづくりへの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進することを目的として、優れた街並み景観や活動等を募集・評価し、表彰する顕彰制度です。

過去 4 回実施し、第 4 回景観まちづくり賞は今年の 1 月に表彰を実施いたしました。実施後、区民等から様々な反響がありましたので、まずは反響について説明させていただきます。

受賞者からの反響として、区報用にインタビューを行った際などに、受賞を機に今後も良好な景観づくりに取り組みたいとの声をいただいたことや記念品を屋外や窓口、またはイベントのブースにて掲示したとの報告もいただきました。

右にある写真は、第 4 回の授賞対象である大田区立龍子記念館の窓口に記念品が飾られている様子になります。

次に、区民等からの反響として、第4回の結果を公表後、授賞対象の概要などについて電話やメールにて複数の問合せがありました。また、ホームページで結果を公表した月には、区ホームページ全体の上位5%以内に入る多くのアクセスを確認することができました。

以上のように、第4回の実施により、区民等の景観意識の向上及び良好な景観形成の一層の推進につなげることができたと考えられます。

今後の検討事項としましては、さらなる景観意識の向上及び良好な景観の推進のために、景観まちづくり賞の在り方について検討を行いたいと考えております。

これまでの実施内容の効果や他自治体の事例を踏まえて、第4回に続き第5回景観まちづくり賞を実施するか、もしくは新たな取組として別の手法で行っていくか、また、より効果的なPR手法の検討も含め、専門部会等で審議を行うことで今後の在り方についても決定していきたいと考えております。

それでは、右上に資料5と記載のある資料をご覧ください。

最後に、こちらの資料では、景観賞に関わる令和7年度のスケジュールを示しております。報告1で示しましたスケジュールと一部重複いたしますが、赤枠で囲われているのは本審議会であり、今年度は1月に2回目の第21回景観審議会を行う予定です。

また、下に記載のある景観賞専門部会での検討を踏まえ、来年度初めに開催予定の第22回景観審議会にて景観まちづくり賞の在り方等について、今後の方向性を示すことを想定しております。

つまり、今年度の景観賞専門部会では、先ほどの資料の今後の検討事項について検討を行い、これからの景観まちづくり賞の方向性を決定していくということになります。

報告2の説明は以上です。

野 原 会 長 ありがとうございました。

まずは審議自体は昨年度になるかもしれませんが、改めまして第4回景観まちづくり賞ということで、専門部会の先生方、かなり大変な、また今回も審議をしていただいた上で決定したのかなというふうに思いますけど、ご尽力どうもありがとうございました。

念願のプレートもできているみたいで、当時いろいろ議論しましてちょっと大変だったんですけど、できたということで、大変喜ばしいなというふうに思っております。

何よりも事務局のご尽力でしょうか、大田区報一面にこういう形で大きく載ったということで、今までは端っこのほうに小さく広告があった程度で、なかなか周知・認知していただけなかったようですけど、今回、区報一面に載せていただいたことで、結構、反響が大きかったというふうに伺っております。

こういう形でPRしていくというのが改めて大事なのだなということは今回改めて感じましたので、引き続き、この辺もどんどん周知、告知、PRをしていただけると有難いのかなというふうに思っております。

今年度以降、大体今までコロナも挟みましたのであれですが、2年に1回ぐらいをコロナ前も含めて、この景観まちづくりの賞をやっていたのですけれど、なのでそれにのっくと今年度はお休みというか、1回1年度挟んで、お休みといいながら準備があるので、結構やるなら急いで始めないといけないんです。

そういうこともあるのですが、そもそも景観まちづくり賞自身はどのようにしていくかというのも1回ちょっと立ち止まって考えたということも含まれていたかなというふうに思いますが、今後第5回もやるのかも含めて議論をしたいという、そういうご報告だったのかなというふうに思っております。

では、このご報告に関しまして、委員の皆様からのご意見を頂戴できればと思いますし、もしあれでしたら、専門部会の委員の皆様もぜひご意見いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、専門部会長からコメントをいただきます。

大 澤 委 員 景観まちづくり賞の専門部会長を務めておりました大澤ですが、今後、検討はされるということですので、その中で具体的な話はされと思います。

長年、今まで複数回実施してきて、毎回、委員の意見として出てくるのが、実際に受賞したものをどういうふうに区民に伝えていく

のか、知らせていくのかということがなかなかうまくいっていないような気もしていて、今回の検証ではそこが大事な部分です。

実際受賞した物件は、それだけじゃなく、景観計画に載っている資源なども含めてどのように知ってもらおうのかということを今後検討してほしいなということでもあります。

あとは、受賞された方に対して、その後どういう、反応があったであるとか、例えば維持・管理の仕方でも、やはり受賞したことによって何か変わってきたであるとか、その辺りの受賞者に対するフォローみたいなものもやってほしいです。

それに加えて、実際、区民がこの賞をどの程度認識されているのかということも含めて、区民の方の意見をどう吸い上げていくのかということが今後の賞の在り方にも大きく影響するかなと思います。ちょっと具体的な話になってしまいました。

野 原 会 長 ありがとうございます。

では、今の件で何かございますでしょうか。

西 山 幹 事 大澤部会長、非常に貴重な意見ありがとうございます。

今回だけでなく、これまで受賞された案件やそれから区の景観資源、そういったもの、ひいては区の魅力のアピールというところがやはり一番大きなお題目かなというふうに考えております。

そういった区の魅力のアピールという意味でも、まさに景観賞自体の、まちづくり賞自体の在り方というのは、そういった視点からも改めてちょっと再度見直してみたいなというのがまさに今回のお話でございましたので、そういった視点をしっかりと持って検討していきたいというふうに考えてございます。

大 澤 委 員 もしかしたらそういった周知というのは、教育にもつながってくるのかなと思っています。

先ほどの濱福委員のお話、地域の歴史的資源を生かして子供たちに使ってもらう。それは結果的に地域の文化であるとか、地域の景観を意識するきっかけになるかもしれないという意味でいうと、教育的な観点だと思います。

だから、単に意識醸成とか周知ということ、それは広い意味ではそういうことだと思うのですが、もしかしたら子供たちにそ

うした景観の意識を持ってもらう、景観まちづくりの意識を持ってもらうというような取組をする。その一つが景観まちづくり賞なのかなという気がしています。

資料2のほうの議論に戻っちゃうのかもしれないですけども、1ページ目のところで、関連計画との整合であるとか、景観計画がどの程度対応できているか確認するという書き方をされていたのですけれども、それってどちらかといえば受け身にちょっと見えてしまっています。

例えば、教育という観点で景観まちづくりの視点をどう盛り込んでもらうのかとか、あと防災、高台のまちづくりというのは、まさに防災だと思うのですけれども、防災という観点に景観まちづくりの視点をどう盛り込むのか考えると良いと思います。

さらには、交通もそうかもしれない、土地利用もそうかもしれない。福祉、あとは環境、さっきの光害の話もそうですけれども、いろんな分野に景観まちづくりというのは関わってくるのだと思います。

それにそういった各分野に対して、景観のまちづくりとしてどういうふうに積極的にアプローチできるかということが今回の見直しで大きなポイントにもなるのかなという気がしますので、その一つで景観まちづくりというものをうまく活用できないかなというのが意見です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

報告1と報告2を合わせて、ちゃんと報告1でもこのまちづくり全体の在り方をぜひ考えながら賞を位置づけましょうというコメントかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、中村委員、よろしくお願いします。

中 村 委 員 ありがとうございます。中村です。

今、先生のほうから、どうやって区民の意見を吸い上げていくかというご意見があったんですけど、それはすごく重要なことだと思います。

私もそれに近いところをちょっとお話ししたいんですけど、区民

が主体的にもっとこの賞自体に関われるようなチャンスがあるとい
いのではないかなと、私は感じています。

この賞自体、どれくらい区民に周知されているのかというお話に
もあったんですけど、私は去年以前、実はあまり、それほど知らな
かったというか、それも実際のところなんですね。

区民の価値観も多様化しているので、ここの専門部会の中で賞を
決めるというのはもちろんあるんですけども、例えば区民が選ぶ
特別賞みたいなのもあっていいんじゃないかなと思っているんです。

大田区のロゴマークも、選考委員会がありながら、SDGsのロゴマ
ーク等、区民がいいと思うものに投票して参画できるというような、
そういうのもあったと思うので、区民が自分たちもこういう賞に関
わっているんだという意識を醸成できると、よりまた今後変わって
くるんじゃないかなというふうに私は感じています。以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。

事務局お願いします。

西 山 幹 事 まちづくり計画調整担当課長の西山です。

まさに賞の在り方のところの大きな一つの視点かというふうに受
け止めさせていただきました。

そういった区民の方の関わりというところは、一旦その賞の選定
という意味では、区民委員であるお三方の参加というところが大き
なポイントだなというふうには我々は考えているところなんですけ
れども。

改めて、今後こういった景観まちづくり賞の在り方として、どの
ように考えていくかというときに、そういったもう少し枠をさらに
広げて、部分的にかもしれませんが、そういったことの視点を
今後検討していきたいというふうに考えてございます。貴重なご
意見、ありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。

二井委員、よろしくお願いします。

二 井 委 員 今の中村委員のご意見に関連してなんですけど、グッドデザイン
賞ってありますけど、あれは20件、金賞というのを決めるんですけ
ど、そこから先の大賞1個は投票になるんですよ。

なので、例えばそういう今までみたいな形で、選ぶところまでは決めるのだけれども、そこでそれぞれの作品がどういうものなのかみたいことを情報としてお出しして区民の皆さんに、例えば投票していただいて、1個大賞を決めるということも考えられると思います。

そういうやり方であれば、きちんと賞としての最低ラインを担保しつつ、参加しながら、場合によってはその事例の説明を見て、見に行かれる人もいるかもしれませんし、そういうのがあることを知る方もいるかもしれないというのは、参加する方法をちょっと考えるというのは一つあるのかなというふうに聞いて思いました。以上です。

野 原 会 長 ありがとうございます。その辺も考えてぜひ次回以降検討いただきたいと思います。

私、1回目、2回目の部会長だったんですけど、当時から周知というのが一番の課題になっていて、応募の件数も減ってきていたということが当時あったので、どうやったら周知できるのかなと本当に悩んでいたんですけど、区報一面に載ると結構反響があるのねというのが改めて今回分かりました。

もちろんこれだけではないんですけども、こういう追い風もぜひきっかけにして、どんどん周知広げていただきたいですし、今何人かの委員からお話あったとおり、関われる仕組みみたいなものもぜひ検討いただきたいと思います。

以前も、景観まちづくり賞を契機とした「まち歩きツアー」の実施してもいいんじゃないかとか、いろんな意見が取りあえず出たんですけど、出ただけで何も実現はしてない状況です。

ようやく4回目を開催できましたので、件数も増えてきて、それに賞の作品のストックというのも増えてきていますので、できることからどんどん進めていっていただきたいと思います。

うまい告知の仕方をすれば、いろんなことができるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思うところでもあります。

あとは、「景観まちづくり賞」とつけて、この辺いつも議論にな

ってしまうのですけれど、アクションある行為をみんなで選定しようということになっているので、単に風景がいいだけじゃなくて、まさに景観まちづくりとして何をしたのか、みたいなのを考えようというのが今まででした。

一方で、やっぱり区民の皆さんとかにご意見いただくと、例えば夕陽がきれいですみたいな、そういうのも意見としてたくさん出てきて、いわゆるいろんなところで何とか百景みたいなのもあると思うんですけど、そういうのにまた近いようなものというのも併せて、景観まちづくり賞は継続して行いつつ、百景のようないい風景のセレクションも少し入れていくとか、いろんなやり方があるんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ、今後、専門部会でご検討いただくということになると思うんですけど、いろいろご検討いただきながらよりよい形になっていくといいなと思います。

あと、情報提供的に言いますと、大田区さんの教育委員会さんのほうで、小学校で今、おおたの未来づくり科、科というのは科目の科なんですけど、要は新しい、大田区ならではの授業というのを組み立てて、令和7年度から全ての小学校で施行されています。

その中で、いわゆる総合学習に近い、大田区ならではのmiraいづくりを考えるという、そういう授業が組み立てられていまして、その中に地域の創生というんですかね、地域まちづくりみたいなのも考えるというのがセクションとしてあったりします

そういうところに、景観まちづくり賞とかなんかもあるよなんていうのも、ぜひ情報提供していただけるといいと思います。

それを受けて学校の先生方が少しはプログラムを考えたりとか、そういうのもあるのかなというふうに思いますので、ぜひ教育委員会さんとも連携いただけると、そういう広がりがあるのかなと思います。

聞くとところによると中学校でもできないかとか、そういうことも今検討されているというふうに伺ってますので、ぜひその辺で裾野を広げるということのもあってもいいのかなと思いました。

いずれにしましても、せっかくこういう形で認知もされてきた、

これでもまだまだかなと思うんですけど、まず第一歩を踏んできたと思いますので、ぜひこの辺をより広げて多くの方に知っていただけるように、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

では、申し訳ないですけど、報告事項2としては以上ということで、もう1件ちょっとございますので、間もなく時間もきておりますので。

では、報告事項3、令和7年度都市景観大賞へのエントリー報告ということで、事務局よりご説明よろしくをお願いいたします。

事務局 都市計画課計画調整担当の後藤と申します。

令和7年度都市景観大賞へのエントリーについてご報告いたします。着座にて失礼いたします。

右上に資料6と記載の資料をご覧ください。

まず、都市景観大賞についてご説明いたします。

この賞は、大学教授等の学識経験者や国土交通省職員により構成されている「都市景観の日」実行委員会が主催し、国土交通省が後援する良好な都市景観の形成に顕著な成果を上げた都市や地区を顕彰するものになります。

都市空間部門と景観まちづくり活動・教育部門の2部門があり、今回本区が応募したのは、都市の公共空間や水辺空間、歴史的景観などの質の高い都市空間を評価する都市空間部門でございます。

応募地区といたしましては、長年にわたり地域住民や関係団体と協働し、歴史的・文化的価値を有する水辺景観を守り育ててきた、洗足池周辺地区を対象としてエントリーいたしました。

洗足池周辺地区は自然景観と歴史的資源が調和し、多くの来訪者に親しまれている本区を代表する景観資産であり、長い歴史を通じて景観保全に取り組み、周囲の建築物の高さ制限や水質保全によって、都心とは思えない、貴重な自然景観を守り続けてきた点などが評価されるものと考えております。

応募者や審査の流れにつきましては、資料下段に記載のとおりでございます。審査結果については、本年10月上旬に国土交通省より発表される予定でございます。

結果や講評等の詳細につきましては、次回年明け令和7年1月16

日に予定しております次回の景観審議会で改めてご報告させていただきたいと存じます。

報告３の説明は以上でございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。

こちらは報告にはなりますけれど、都市景観大賞は結構景観の分野では非常に由緒あるというか、非常に大事な賞の一つです。

これ、拝見しますと、第一次審査は通過したという理解で合ってるんですか。現地視察・ヒアリングまできてるということは、第一次審査は通っているのでしょうか。

事 務 局 そのとおりでございます。

野 原 会 長 なので、二次審査でうまくいくと受賞の可能性もあるということに進んでいるということになります。これはご報告で、10月をお楽しみにお待ちくださいということになるかと思います。

川尻委員、よろしくお願いします。

川 尻 委 員 川尻です。私のいるランドスケープコンサルタンツ協会は、これ協賛で主催者側には入ってますので、応募していただいてどうもありがとうございます。

ランドスケープコンサルタンツ協会も一応こういうことに随分関わっているんで、もうずっと例年、最初に都市景観の委員ができてからもう何年もたつんですけども、その当初から協賛金を払っているんですけど、そういうことをやってますので、今後とも引き続き、この洗足はずっとここでも景観審議会でもいろいろ議論したところですので、ぜひここで賞を取れるといいかなと思ってますので、陰ながら応援できればと思ってます。よろしくお願いします。

すみません。何か、宣伝になりました。

野 原 会 長 いえいえ、心強いエールを頂きました。あとは待つだけと言ったら、もう審査に乗っかっていると思うので、審査の結果をいただくだけにはなっているのかなとは思いますが、ぜひよりよい結果になることを祈念して待っていたいなというふうに思います。

ほか、よろしいですか。大丈夫ですかね。

(なし)

野 原 会 長 では、よい結果をお待ちしておりますということで進めさせてい

ただきたいと思います。

では、これで報告事項までは以上となります。

続いて、次第の４、事務連絡になります。

次回の大田区景観審議会が、令和８年１月16日金曜日の10時からということで予定されています。

先ほどの資料３や５のスケジュールにも載っているところになるかなと思います。次回以降は景観計画の検証も含めて、そういう議論が行われる予定になるかなというふうに思いますが、事務局、よろしいでしょうか。

西山幹事 恐れ入ります。ありがとうございます。

改めまして、１月16日午前10時からという形で、次回開催を予定しており、場所は未定でありますので、決定次第、改めて皆様のほうにアナウンスさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いします。

野原会長 これで一応、議題は全て終了ということになりましたので、これを持ちまして第20回大田区景観審議会は終了ということにさせていただきます。

本日は長い時間にわたりご審議いただき、どうもありがとうございました。事務局にお返しします。

西山幹事 それでは、委員の皆様、ご審議のほど、誠にありがとうございました。

改めまして、それ以外ほかの件で、何か委員の皆様から何かございましたら、この場でお申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

西山幹事 特にないようでしたら、最後、簡単に事務連絡等をさせていただきます。

本日、お車でいらっしゃる方、駐車券等用意してございますので、こちら事務局のほうにお申出をいただければと思います。

それでは、これを持ちまして終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午後３時58分閉会